

■ その他配慮を要する事項

(1) 建築物のバリアフリー化

建築物内のバリアフリー化は、所有者・管理者等が協力して実施する必要があります。早期の対応が難しいため、できることから対応し、大規模改修等の機会には基準への適合を図るよう努めます。

(2) 阪東橋駅のエレベーターについて

阪東橋駅は法に基づく基準に従い、改札階と地上を接続するエレベーターにより、バリアフリー化された経路が1経路確保されています。しかし、そのエレベーターが混雑するため、かごの大きさの改善等を求める意見がありました。構造的に大規模な改修が必要であるため、早急な改善は困難な状況です。そこで、本基本構想では、エレベーターの利用マナー向上の啓発活動の実施を特定事業として位置づけ、当面の課題解決を図っていきます。

(3) 商店街のバリアフリー化について

商店街の新たな活力を生み出すため、バリアフリー対策にも積極的に取り組んでいます。取り組みの一例として横浜橋通商店街では、商店街組合事務所を活用した休憩場所の整備や、通りの明るさを確保するためのLED照明の採用、外国人買い物客の利便性向上のため多言語化した案内サインの設置等を行っています。今後も引き続き取り組みを行うことで、誰でも利用しやすい商店街となるように努めていきます。

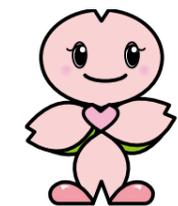
(4) ごみ集積場所について

医大通りや藤棚浦舟通りにおいて、ごみ集積場所が歩行者の通行の妨げとなるという意見への対応として、一部では集積場所を私有地内に移設したことで、歩道上のごみを減らし、歩行空間の確保ができました。また、それ以外の場所については、地域でごみ出しマナー等の普及啓発を実施しています。

ごみ集積場所の移設等の検討や普及啓発については、今後も引き続き実施していく必要があります。

■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- ◆円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- ◆事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- ◆事業の進捗状況や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ◆新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。



＜お問い合わせ先＞

■ 横浜市道路局計画調整部 企画課計画調整担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 E-mail: do-barrierfree@city.yokohama.jp

■ 南区役所区政推進課 企画調整係

〒232-0018 横浜市中区花之木町3-48-1
TEL: 045-743-8128 FAX: 045-712-0404 E-mail: mn-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、南区役所区政推進課、及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。(ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/banndoubashikoganeyou/>)

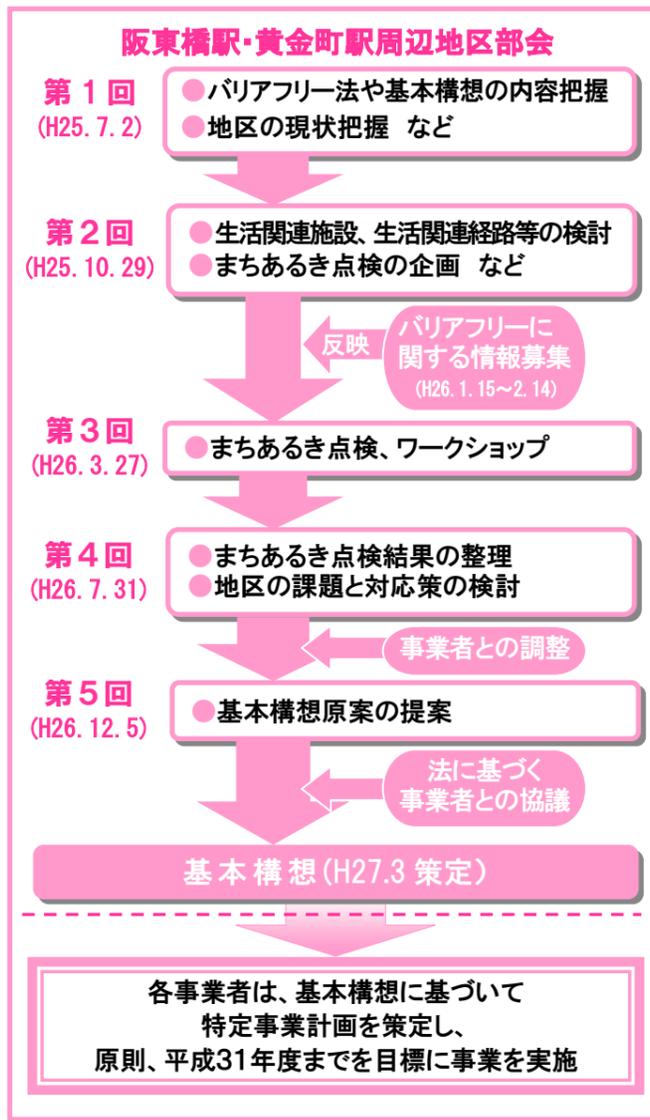
横浜市道路局計画調整部企画課 平成 27 年 3 月

紙ヘリサイクル可

【横浜市地形図複製承認番号 平 20 まち都計第 2767 号】

■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関等から構成される阪東橋駅・黄金町駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。

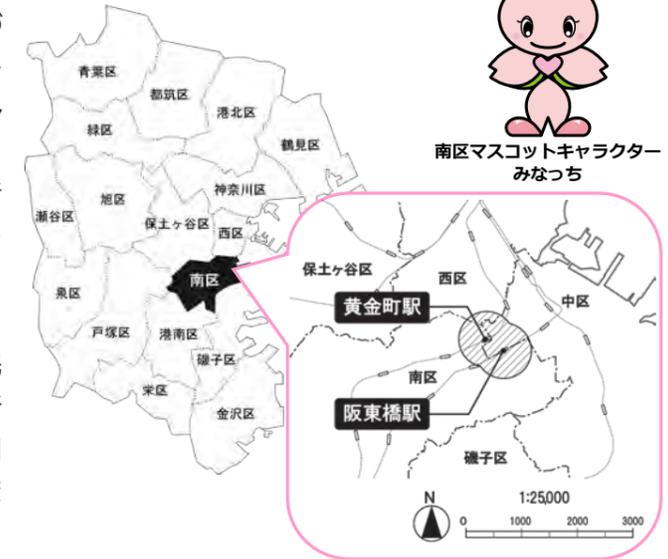


阪東橋駅・黄金町駅周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版



南区マスコットキャラクター
みなっち



横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めています。

また、各区の拠点駅周辺において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、バリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進しています。

このたび、新南区総合庁舎や、横浜市立大学附属市民総合医療センター、浦舟複合福祉施設など、南区の行政・福祉施設などが集積している阪東橋駅・黄金町駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。

■ 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

阪東橋駅・黄金町駅周辺地区は、「新南区総合庁舎」や「横浜市立大学附属市民総合医療センター」、「浦舟複合福祉施設」などの行政施設や福祉施設が集積しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

参考

○バリアフリー法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関(駅・バスターミナル等の旅客施設、鉄道車両・バス等の車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区等で、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成します。

○バリアフリー基本構想とは・・・

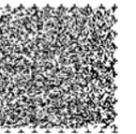
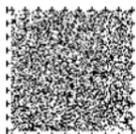
重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業(特定事業等)の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することとなります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

○これまでの取り組みについて・・・

横浜市では、これまで15地区(関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅、杉田駅・新杉田駅)の各駅周辺地区を対象に基本構想を策定しています。



道路特定事業

- 【経路 1-1】**
 - 横断歩道手前の視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 太田橋の舗装材の改善 ●横断歩道手前の平たん部の確保
- 【経路 1-2】**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善 ●照明柱の移設
 - 阪東橋駅及び黄金町駅から、新南区総合庁舎及び市大病院間における視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設
 - 不要な車両乗り入れ部の撤去及び横断勾配の改善
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置(バス停)
 - 歩道の平たん性の改善
 - 歩道と車道の段差の改善
- 【経路 1-3】**
 - マンホールの蓋の改善(滑りにくさの改善) ●排水溝の蓋の改善
 - 歩道の平たん性の改善
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 【経路 2】**
 - 歩道の平たん性の改善
 - 歩道の高さの改善(バス停)
- 【経路 3-1】**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 【経路 3-2】**
 - 歩道の平たん性の確保
 - 歩行空間の確保
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 【経路 3-3】**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - 歩行空間の確保 ●排水溝の蓋の改善
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善(キャッチブロックの改善)
- 【経路 3-4】**
 - 横断歩道手前の平たん部の確保
- 【経路 3-5】**
 - 歩行空間の確保
- 【経路 3-6】**
 - 歩行空間の改善
 - 横断歩道の移設
- 【経路 3-7】**
 - 歩道のこう配の改善
- 【経路 4-1】**
 - 横断歩道手前の平たん部の確保
- 【経路 5】**
 - 植栽の整理
 - 道路の平たん性の確保
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善 ●排水溝の蓋の改善
 - 浦舟町バス停から、市大病院間における視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設

公共交通特定事業

- 【阪東橋駅】**
 - ◇券売機の蹴込みの改善 ●ホーム上に可変式情報表示装置を設置する
 - トイレに触知案内図等の設置 ●オストメイト対応設備の設置
 - トイレに乳幼児用おむつ交換シートの設置 ●トイレに大型ベッドの設置
 - 洋式便器の増設 ●階段の段鼻部の視認性の向上
 - ◇エレベーターの改善 ●エレベーター利用マナー向上の啓発活動の実施
- 【黄金町駅】**
 - ◇券売機周辺の照明器具の種類・取付け位置等の変更
 - ◇ホーム上の視覚障害者誘導用ブロックの改善 ◇ホームの平たん性の改善
 - ◇ホーム上に内方線付き J I S 規格点状ブロックの設置

建築物特定事業

- 【中村特別支援学校(横浜市)】**
 - (東側駐車場出入口)転落防止対策
- 【横浜市立大学附属市民総合医療センター】**
 - ◇(敷地内通路)視覚障害者誘導用ブロックの改善

その他の事業

- 【重点整備地区】**
 - 放置自転車対策等の実施
 - 案内サインの改善
- 【大通り公園】**
 - トイレの適切な維持管理
- 【横浜浦舟郵便局・TSUTAYA 阪東橋店】**
 - 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施
- 【横浜橋通商店街】**
 - 歩行空間の確保
 - ◇自転車利用マナー向上の啓発活動の実施



●平成31年度までを目標に実施
◇今後機会を捉えて整備を検討

■生活関連施設
高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。
主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

■生活関連経路(A)
生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

■生活関連経路(B)
生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。



交通安全特定事業

- 【生活関連経路】**
 - ◇音響式信号機等の設置、違法駐車取締りの強化、違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進、標識、標示の視認性の確保、交通規制の実施
- 【経路 1-1 太田橋交差点、太田橋北側交差点】**
 - 横断歩道の移設
- 【経路 1-2 南吉田小学校交差点】**
 - 横断歩道の移設
- 【経路 1-2 浦舟町交差点】**
 - ◇音響式信号機等の設置
- 【経路 3-2 医大通り(阪東橋公園前)】**
 - 横断歩道の路面標示の視認性の確保
- 【経路 3-3 浦舟福祉複合施設前】**
 - ◇パーキングチケット発券機の移設
- 【経路 4-2 よこはまばし入口交差点】**
 - ◇音響式信号機等の設置